

# 服薬管理指導料について

●当薬局は、患者さんの服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、これを基にそれぞれの方に合わせた服用に関する説明・必要な指導を行います。またこれらを文書により提供いたします。

【服薬管理指導料】下記のいずれかを算定（情報通信機器を用いた場合も含む）

- ・処方せんの受付 1 回につき 4 5 点
- ・お薬手帳の提示がない場合、  
3 ヶ月以内に来局がない場合 等 5 9 点
- ・かかりつけ薬剤師指導料 7 6 点  
かかりつけ薬剤師包括管理料 2 9 1 点

※詳しくは薬局窓口にお気軽におたずねください。